

ツキノワグマにご注意！

冬を迎えるこの時季は、クマが冬眠に備え、餌を求めて広範囲に活動しています。

クマとの遭遇による人身事故を防ぐため、山際の耕地や道路、山林内では、次の点にご注意ください。

- * クマの活動が活発な朝・夕の行動は避ける
- * クマのふんや足跡などを見つけたら引き返す
- * 笛、ラジオ、鈴を携帯する
- * 子グマを見たら立ち去る

☎ 農政課耕地林務係（内線251）

狩猟に伴う事故にご注意

狩猟期間は、毎年11月15日から翌年2月15日までです。ただし、ニホンジカ・イノシシ捕獲用のおり・わなを利用した狩猟は、3月15日までです。

事故防止のため、山林内に近づく場合は、次の点にご注意ください。

- * 山林内では、見通しのよい道を利用し、明るく目立つ服装やラジオを携帯するなど、狩猟者に自分の存在を知らせるよう心掛けてください。
- * 狩猟者に出会ったら、付近の状況などを知らせてください。

☎ 農政課耕地林務係（内線251）

としょかんプチ☆キネマ

毎月第1水曜日と第3日曜日にビデオ上映会を開催しています。

皆さん、お気軽にお出掛けください。

- ①日時 11月20日(日) 午後2時から
- 内容 ミスター・ベースボール
- ②日時 12月7日(水) 午後4時から
- 内容 サングラスをかけた盲導犬ほか

会場 市立図書館2階 AVホール

入場料 無料

☎ 市立図書館 ☎(26)5841

なかの「おすみちゃん」販売

「おすみちゃん」に含まれている有機分は土壌改良に役立ちます。皆さん、ぜひご利用ください。

11月の販売日

9日(水)、16日(水)、20日(日)、30日(水)

※12月、1月の販売は行いません。

今回は、平成24年2月15日(水)から販売を再開します。

販売時間 午前9時～11時30分

販売場所 中野浄化管理センター

販売価格（税込み）

1袋(15kg)200円、バラ(300kg)1,500円、バラ(500kg)2,500円

※バラ売り(袋無):要予約(10日前)

※肥料には、放射性物質が含まれますが、国の基準以下の製品です。

☎ 上下水道課下水道係（内線283）

有料広告欄

お店選びは「Sマーク」登録店を！



「Sマーク」は、厚生労働大臣が認可した「標準営業約款制度」に基づき登録され、消費者に「安全・安心・清潔」を約束した信頼できるお店であることを証明するものです。

現在、理容・美容・クリーニング・めん類飲食店・一般飲食店で導入されています。

☎ 財団法人長野県生活衛生営業指導センター

☎ 026(235)3612

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年11月12日から11月25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

また、25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

夫やパートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス）、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめてみましょう。

市では、ドメスティックバイオレンスをはじめ、あらゆる悩みの相談に応じるため、女性相談窓口を設置しています。

秘密は厳守されますので、ご相談ください。

相談窓口 毎週月・水・金曜日（祝日・休日を除く）

☎(23)4810

面接相談 午前9時から午後5時【予約が必要です】

相談場所 中野市人権センター ※詳しくはお問い合わせください。

☎ 男女共同参画推進室(内線254)

有料広告欄

小規模企業共済制度 経営セーフティ共済制度

小規模企業共済制度

「現役引退後の生活資金に不安があるので何か良い制度はないか」「年金を受け取る前に廃業（会社解散）したときに備えて資金を確保しておきたい」などといった小規模企業者の悩みに対応する制度です。

経営セーフティ共済制度（中小企業倒産防止共済制度）

中小企業が取引先企業の万一の倒産に備えてあらかじめ掛け金を積み立て、売掛金債権などが回収困難になった場合に共済金を借り入れることができる制度です。

※制度の内容や資料請求など、詳しくはお問い合わせください。

☎ 独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室

☎ 050(5541)7171

一人でも雇ったら入ろう労働保険

労働保険（労災保険・雇用保険）未加入の事業所を解消するため、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国一斉に加入促進運動を行っています。

労働保険は、労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

未加入の事業主の皆さんは、一日も早く加入しましょう。

※詳しくはお問い合わせください。

☎ 飯山公共職業安定所 ☎ 0269(62)8609

職場のトラブルでお困りの労働者・事業主の方へ

長野県労働委員会では、労働者個人と事業主間のトラブルを解決するための「あっせん」を行っています。

手続きは簡単・無料で、労使双方がご利用いただけます。

秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

トラブルの例

- ・納得できない理由で突然解雇（リストラ）された
- ・説明もなくパートの時給が下げられた
- ・配転命令に従業員が従わない

Eメール roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kashokai.htm

☎ 長野県労働委員会事務局

☎ 026(235)7468